

・騒音規制法に係る規制基準

(貝塚市告示第80号 平成27年5月22日)

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分		
		朝 (午前6時~午前8時) 夕 (午後6時~午後9時)	昼間 (午前8時~午後6時)	夜間 (午後9時~翌日午前6時)
第一種区域 (第1・2種低層住居専用地域)		45	50	40
第二種区域 (第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域など)		50	55	45
第三種区域 (近隣商業地域 商業地域 準工業地域)		60	65	55
第四種区域 (工業地域)	既設の学校、保育所 等の敷地の周囲50 mの区域及び第2種 区域の境界線から15 m以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

・振動規制法に係る規制基準

(貝塚市告示82号 平成27年5月22日)

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時~午後9時)	夜間 (午後9時~翌日午前6時)
第一種区域 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域など		60	55
第二種区域(Ⅰ) 近隣商業地域 商業地域 準工業地域など		65	60
第二種区域 (Ⅱ) 工業地域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50m の区域及び第1種区域の境界線から15m 以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65